

意見書案第 15 号

地方自治法の一部を改正する法律の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬 友 子

小 島 義 雄

地方自治法の一部を改正する法律の廃止を求める意見書

第 213 回国会で成立した地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正地方自治法」という。）は、第 14 章国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例において、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態であれば、個別法の根拠規定がなくとも、国の地方公共団体に対する指示権を認める内容などが盛り込まれた。

改正地方自治法においては、新たに国と普通地方公共団体との関係等の特例規定が新設され、いわゆる補充的指示の条項だけでなく、その前段の資料・意見の提出の要求や事務処理の調整の指示に関連する条項でも、特例関与がたやすく発動され、権力的関与が行われることになる。

重大なことは、国の指示・代執行などの強力な関与が認められている法定受託事務ばかりか、国民の生命等の保護を理由に基本的に国による強制関与が認められていない自治事務にまで国が指示できる仕組みを設けられていることにある。

政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合、各大臣はその担任する事務に関し、事態が発生している当該都道府県に対して事務処理の調整の指示を行うことができる。これは、法定受託事務として、都道府県に法的義務として実行を迫り、代執行さえも可能とされている。

改正の議論において、大規模な災害や感染症の蔓延その他、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、大規模な災害や感染症などで十分な対応がとれなかったことが事例として挙げられたが、東日本大震災や熊本地震での救助や復興の遅れ、新型コロナウイルス感染症による死者の増大や保健所対応の遅れなどの事態は、90 年代からの地方行政改革の名の下で行われた自治体正規職員の削減に原因がある。

さらに改正地方自治法は、指示権発動の要件とする重大な事態の範囲が極めて曖昧であり、時の内閣の判断に委ねられ、国会にも諮らず恣意的運用が可能になる。対等協力の関係とされた国と地方公共団体の関係性を大きく変容させるものであるとともに、自治事務に対する国の不当な介入を生じさせるおそれがある。

また情報システムについて、その利用の原則に国と協力しその利用の最適化を図る旨の義務が明記された。これは自治体の基幹 20 業務の国基準化とマイナンバーカードの徹底活用によって、対面窓口廃止を推進するものであり、対応できない市民は置き去りになり、窓口業務の縮小で、一層の自治体職員のリストラが進む危険性がある。

政府が行うべきは、地方自治体に権限と財源を十分に保障し、国民の命と暮

らしを支える現場の力を強くすることである。

よって、国及び政府においては、地方分権に逆行し、憲法が保障する地方自治を踏みにじり、団体自治を侵害する改正地方自治法を廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

総務大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長 あて